

介護保険システム等標準化検討会（第4回）

令和8年1月16日【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 (第4回)

標準仕様書第5.1版案の対応概要について

令和8年1月16日
事務局提出資料

1. 標準仕様書【第5.1版】案の対応概要

○ 各検討論点に対する標準仕様書【第5.1版】案で対応した内容は、以下のとおりです。

なお、10月WT検討が「○」である事項の具体的な対応内容は、第3回合同WTの検討概要(令和7年10月31日)を参照してください。

No	検討の論点	見直しの契機	10月WT検討	10月WT後変更	標準仕様書【第5.1版】案の対応内容
1	介護分野におけるDXの推進への対応 (介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書の改版や事務内容等を踏まえた対応 等)	制度改正	○ 4、5頁	○ 4、5頁	介護分野におけるDXの推進への対応として、適合基準日の見直しと介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書の内容を踏まえ、機能・帳票要件、帳票レイアウトを見直している。
2	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)における所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ(55万円を65万円に引き上げ)に伴う対応 ※ 令和8年度分以後の個人住民税について適用	制度改正	○ 6～9頁	○ 8～10頁	令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しとして、介護保険共通および保険料賦課における機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを見直している。
3	介護保険料等における基準額の調整に伴う対応 (令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることを踏まえた基準の見直し)	制度改正	○ 11頁	—	介護保険料等における基準額の調整に伴い、受給者管理の機能・帳票要件、帳票レイアウトの金額を見直している。
4	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正	制度改正以外	○ 12～14頁	○ 14～23頁	認定管理の帳票出力機能と帳票レイアウトの追加や、規定済の機能要件・帳票要件に対する補記・訂正等、ご意見を踏まえ、標準仕様書を見直している。

※ 令和6年度税制改正大綱における扶養控除の見直しに伴う対応は詳細が明らかになり、標準仕様書への影響がある場合は必要に応じて見直しを検討します。

2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和7年12月1日(月)～12日(金))のご意見は、32団体より52件寄せられています。
※ 意見なしの回答であった206団体は含めておりません。
- 標準仕様書第5.1版案に関係しない回答も多く寄せられています。

自治体分類	介護分野におけるDXの推進への対応		令和7年度税制改正に伴う対応		介護保険料等における基準額の調整に伴う対応		標準化PMOツール等からのご意見等を踏まえた機能の見直し		照会範囲外の意見		回答団体合計(実数)		意見合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	率	意見数	率
指定都市(20)	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	3	9.4%	4	7.7%
中核市(61)※1	1	1	2	3	0	0	1	1	2	7	4	12.5%	12	23.1%
特別区(23)	0	0	2	2	0	0	1	1	1	1	3	9.4%	4	7.7%
市町村(1,432)	0	0	6	9	2	2	2	2	15	18	21	65.6%	31	59.6%
広域連合(38)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3.1%	1	1.9%
合計	2	2	11	15	2	2	5	5	19	27	32	100%	52	100%

※1 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

2. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 52件のご意見のうち、11件に対して第5.1版案へ反映しています。
- 継続検討としている事項はありません。

対応方針	介護分野におけるDXの推進への対応	令和7年度税制改正に伴う対応	介護保険料等における基準額の調整に伴う対応	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見等を踏まえた機能の見直し	照会範囲外の意見	合計	
						件数	率
第5.1版案へ反映	1	7	0	1	2	<u>11</u>	21.2%
回答記載(規定済、代替可等含む)	1	8	2	4	26	41	78.8%
継続検討	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	2	15	2	5	27	<u>52</u>	100%

3. 介護分野におけるDXの推進への対応(1/2)

- 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」として、令和7年11月28日に公開された「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(第2.01版)」を踏まえ、以下のとおり標準仕様書を作成しています。

No	対応内容	第5.1版案の修正箇所
1	主治医意見書における主治医意見書(介護サービスの計画等への利用)同意項目の削除	<p>帳票「主治医意見書」は機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0230701のとおり、標準仕様書として定めないこととしています。</p> <p>主治医意見書の情報提供にて主治医意見書を作成した医師等から情報提供に関する同意有無をもとに帳票出力等のチェック機能について、「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」(令和7年11月20日付け老発1120第2号厚生労働省老健局長通知)にて示された内容を踏まえ、以下の機能IDの「要件の考え方・理由」に補足を追記しました。</p> <p>【該当箇所】 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0230803</p>
2	介護情報基盤を用いた情報提供に関する認定申請時の包括同意への対応	<p>認定申請時に介護情報基盤を用いた情報提供に関する包括同意への対応として、介護保険最新情報Vol.1439「「要介護認定等の実施について」の一部改正について」の内容をもとに、修正しました。</p> <p>認定申請時に包括同意の取得は必要となるため、帳票レイアウトでは自由記載欄ではなく固定の文章としています。また、同意文中にある保険者名をシステム印字項目とするため、帳票詳細要件を見直しました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>○帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230121「認定-01_介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」 帳票ID 0230122「認定-02_介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」</p> <p>○帳票レイアウト_7.認定管理 帳票ID 0230121「認定-01_介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」 帳票ID 0230122「認定-02_介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」</p>

3. 介護分野におけるDXの推進への対応(2/2)

No	対応内容	第5.1版案の修正箇所							
3	介護情報基盤への情報提供機能への補記対応	<p>ご意見を踏まえ、以下の機能IDの「要件の考え方・理由」に、『※2はAPI連携・バッチ処理を想定したものであり、ファイル連携(Webブラウザ画面操作による情報連携)を行う場合は自動での連携でなくても差し支えない。』を補記しました。</p> <p>【該当箇所】</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231419～0231423、0231425、0231426、0231428、0231429、0231455、0231472*</p> <p>*:機能ID 0231472は第5.0版時点では機能ID 0231465としていたが再付番している。</p>							
＜修正箇所＞機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231419 ※他の機能IDも同様									
機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。									
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム ◎ 認定審査会システム ×	要件の考え方・理由 ※2はAPI連携・バッチ処理を想定したものであり、ファイル連携(Webブラウザ画面操作による情報連携)を行う場合は自動での連携でなくても差し支えない。 ※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加 【第4.1版】介護情報基盤のインターフェース仕様書の名称を訂正 【第5.0版】適合基準日を変更	備考(改定内容等) 【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	適合基準日 令和9年1月1日
1. 介護保険共通	1.1 他システム連携		補記	0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果（コード、内容）を確認できること				

※「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(第2.01版)」の内容で介護保険システム標準仕様書の機能・帳票要件等に影響はないが、データ要件・連携要件の内容と齟齬がある箇所については基本データリストの見直しをデジタル庁と調整する予定です。

※「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(第2.01版)」の更なる見直しが行われ、標準仕様書への影響がある場合は必要に応じて見直しを検討します。

4. 令和7年度税制改正に伴う対応(1/5)

○ 検討論点2「令和7年度税制改正に伴う対応」は以下のとおりです。

(再掲)第3回検討会「資料2_令和7年度に検討を要する主な論点(事務局案)」より一部編集

○ 検討論点2「令和7年度税制改正大綱に伴う対応」として、令和6年12月27日に閣議決定した「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」等により、所得要件等の見直しを検討されており、今後の制度所管担当課における検討結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

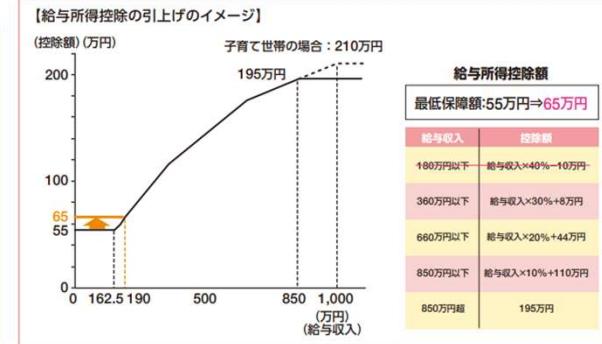
① 基礎控除

- 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げて最高58万円にしたうえで、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。



② 給与所得控除

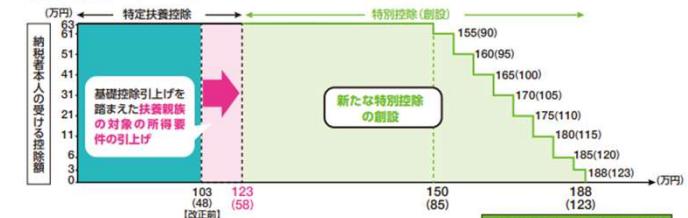
- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。



③ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入します。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円(給与収入123万円に相当)とします。

【新たな控除のイメージ】



(※) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ(+10万円)適用後の金額である([改正前]の部分を除く)。

No	件名	税制改正の概要
1	基礎控除	<ul style="list-style-type: none">物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げ、最高58万円に。低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ。
2	給与所得控除	<ul style="list-style-type: none">物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応最低保障額を55万円から10万円引き上げ、65万円に。
3	特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等	<ul style="list-style-type: none">人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応大学生年代(19～22歳)の親向けの特別控除の創設。<ul style="list-style-type: none">子の給与収入が、150万円以下 → 63万円子の給与収入が、150万円超 → 控除額が段階的に遞減

【出典】財務省「令和7年度税制改正」(令和7年3月発行)より https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei25.html

4. 令和7年度税制改正に伴う対応(2/5)

- 令和7年度税制改正の内容を踏まえた介護保険事務システムへの影響として、所得要件等の見直し等が検討され、その結果としては以下のとおりとなります。

No	件名	介護保険事務システムへの影響	
1	基礎控除	介護保険料賦課	影響なし
		高額介護(予防)サービス費	影響なし
		補足給付	影響なし
2	給与所得控除	介護保険料賦課	令和7年10月1日事務連絡「【事務連絡】令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて」及び令和7年10月21日事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて(その2)及びQ & Aの送付について」、令和8年1月9日事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて(その3)について」、令和8年1月9日事務連絡「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」とおり。
		高額介護(予防)サービス費	影響なし
		補足給付	影響なし
3	特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等	介護保険料賦課	影響なし
		高額介護(予防)サービス費	影響なし
		補足給付	影響なし

以上の内容を踏まえ、標準仕様書第5.1版案を作成しています。

4. 令和7年度税制改正に伴う対応(3/5)

- 令和7年度税制改正において、「給与所得控除」について最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられることを受け、介護保険の第1号保険料においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているが、給与所得控除の見直しによる影響を遮断することとされました。当内容を踏まえ、標準仕様書第5.1版案として、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	第5.1版案の修正箇所
1	<p>合計所得金額の判定 給与等の収入金額が55万千円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額(令第22条の2第4項第1号及び令第38条第1項第6号イに規定)について、改正前の令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額を用いることとする。</p>	<p>引上げ額の算出にて必要となる「給与等の収入金額」、及び引上げ後の合計所得金額を機能・帳票要件_1.介護保険共通に以下のとおり追加しました。</p> <p>【対応箇所・内容】</p> <p>○機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231469 →機能ID 0230125 の管理項目に「給与収入額」を追加する機能要件を新規追加 ※なお、管理項目の名称は、個人住民税_基本データリストのデータ項目に合わせて「給与収入額」としています。</p> <p>○機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231470 →機能ID 0231433 の管理項目に「合計所得金額(引上げ額加算後)」を追加する機能要件を新規追加</p>
2	<p>市町村民税の課税・非課税の判定 令和7年度見直しの影響により市町村民税課税の有無が変わりうる第1号被保険者及び世帯内に当該課税有無が変わりうる者がある第1号被保険者については、介護保険の第1号保険料の標準段階の判定に当たって、市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるように措置を行う。</p>	<p>・市町村民税の課税・非課税の判定に際して必要となる項目について、「給与等の収入金額」はNo.1のとおり対応し、介護保険制度上で令和8年度市町村民税課税である否かを管理する項目を以下のとおり機能・帳票要件に追加しました。</p> <p>【対応箇所・内容】</p> <p>○機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231470 →機能ID 0231470 の管理項目に「課税非課税区分(みなし後)」を追加する機能要件を新規追加 ・「障害、寡婦、一人親、未成年該当」、「扶養人数」、「同一生計配偶者の有無(人数)」については、機能ID 0230125、0231433にて「管理項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。」としていることから機能要件として定めないと整理しています。 ・市町村民税の非課税基準額に関する「基本額」及び「加算額」は被保険者によって異なる情報ではないため、管理項目への追加は行わない整理としています。 ※修正箇所はNo.1の＜修正箇所＞を参照ください。</p>

4. 令和7年度税制改正に伴う対応(4/5)

No	対応内容	第5.1版案の修正箇所																																																																									
	「合計所得金額の判定」および「市町村民税の課税・非課税の判定」を用いて介護保険料の算定を行うため、保険料賦課の納入通知書等における印字項目「保険料段階の算出根拠」の「本人課税区分」、「公的年金等収入金額」、「合計所得金額」に対し、補足説明等の印字を行うよう見直す	<p>保険料賦課の納入通知書等における印字項目「保険料段階の算出根拠」への補足を印字できるように、以下の帳票詳細要件、帳票レイアウトに対し、令和8年度における保険料の算定の場合は、文言マスターで印字有無にかかわらず「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。」と印字、もしくは同義の文章を印字するように見直しました。</p> <p>また、影響を受けた対象者である旨等を印字できる領域として、「固定文字+編集」を追加しました。</p> <p>【対応箇所・内容】</p> <p>帳票詳細要件_3.保険料賦課、帳票レイアウト_3.保険料賦課</p> <p>帳票ID 0230022 賦課_01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書</p> <p>帳票ID 0230023 賦課_02.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書</p> <p>帳票ID 0230024 賦課_03.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(ハガキ様式)</p> <p>帳票ID 0230025 賦課_04.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(ハガキ様式)</p> <p>帳票ID 0230034 賦課_13.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型)</p> <p>帳票ID 0230035 賦課_14.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型)</p>																																																																									
<修正箇所>帳票詳細要件_3.保険料賦課 帳票ID 0230022 01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 ※他も同様																																																																											
3																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">帳票詳細要件 介護保険システム</th> </tr> <tr> <th>業務</th> <th>03.保険料賦課</th> <th>帳票ID</th> </tr> <tr> <th>帳票名稱</th> <th colspan="2">01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通番</td> <td>システム印字項目</td> <td>実装項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>必須 オプション 不可</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2</td> <td>●</td> <td>印字編集条件など 文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること 想定される印字内容：令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を受けた対象者である旨の表記 等</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td>固定文言4</td> <td>●</td> <td>令和8年度における保険料の算定の場合は、文言マスターで印字有無にかかわらず「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。」と印字すること、もしくは同義の文章を印字すること 令和8年度以外の保険料の算定においては文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること</td> </tr> </tbody> </table>			帳票詳細要件 介護保険システム			業務	03.保険料賦課	帳票ID	帳票名稱	01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書		通番	システム印字項目	実装項目			必須 オプション 不可	77	保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2	●	印字編集条件など 文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること 想定される印字内容：令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を受けた対象者である旨の表記 等	84	固定文言4	●	令和8年度における保険料の算定の場合は、文言マスターで印字有無にかかわらず「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。」と印字すること、もしくは同義の文章を印字すること 令和8年度以外の保険料の算定においては文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること																																																		
帳票詳細要件 介護保険システム																																																																											
業務	03.保険料賦課	帳票ID																																																																									
帳票名稱	01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書																																																																										
通番	システム印字項目	実装項目																																																																									
		必須 オプション 不可																																																																									
77	保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2	●	印字編集条件など 文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること 想定される印字内容：令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を受けた対象者である旨の表記 等																																																																								
84	固定文言4	●	令和8年度における保険料の算定の場合は、文言マスターで印字有無にかかわらず「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。」と印字すること、もしくは同義の文章を印字すること 令和8年度以外の保険料の算定においては文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること																																																																								
帳票レイアウト_3.保険料賦課 帳票ID 0230022 01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 ※他も同様																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">賦課年度</th> <th colspan="12">納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書</th> </tr> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td><td>26</td><td>28</td><td>30</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>42</td><td>44</td><td>46</td><td>48</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="12">保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本人課税区分</td> <td>世帯課税区分</td> <td>生活保護</td> <td>老齢福祉年金</td> <td>公的年金等の収入金額</td> <td>合計所得金額</td> <td colspan="12"></td> </tr> </tbody> </table>			賦課年度		納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書												□	□	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48			保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2												本人課税区分		世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額												
賦課年度		納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書																																																																									
□	□	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48																																																		
		保険料段階の算出根拠 固定文言3+編集2																																																																									
本人課税区分		世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額																																																																					
<small>※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のもの 固定文言4 民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。</small>																																																																											

4. 令和7年度税制改正に伴う対応(5/5)

No	対応内容	第5.1版案の修正箇所
4	<p>※意見照会での主な意見</p> <p>●機能ID:0230375、0230382 令和7年度税制改正の影響を受けた被保険者であるかを賦課画面で確認できるか(照会理由:納入通知書発送後の問い合わせに円滑に対応するには令和7年度税制改正の影響を受けているかを賦課画面ですぐに確認が必要と考えます)。</p> <p>【機能ID】0231470、0230127、0230128</p> <p>【意見内容】令和7年度税制改正に伴う対応によって影響を受ける(影響遮断前の所得段階より上がる)第1号被保険者を抽出できる機能の追加を要望する。</p> <p>【理由】国は、物価上昇に応じて、2年ごとに「年収の壁」を引き上げる方向で検討しているため、今後も、税制改正に伴う対応は続くものと見込まれる。抽出した被保険者に対し、介護保険料決定通知書を送付する際、税制改正対応における影響について、より丁寧に説明したご案内を同封することで、個別のご案内をすることができる。</p> <p>また、各保険者は、令和7年度税制改正に伴う対応によって影響を受ける第1号被保険者の数やそれに伴う保険料の減収額を調査し、今後の保険料設定等の参考とすることもできる。</p> <p>以上のことから、標準仕様書への抽出機能の追加を要望する。</p>	<p>令和7年度税制改正に伴う対応による影響を受けた対象者かどうかを確認できる機能は、画面表示に関する機能と理解するため画面要件としての取り扱いになりますが、影響を受けた対象者であるかを管理することで容易に確認できることも必要な要件と考えますので、以下のとおり、管理項目「税制改正影響有無コード」を管理する機能要件を新規追加しました。</p> <p>【対象箇所】</p> <p>機能・帳票要件_3.保険料賦課 機能ID 0231473～0231476</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_3.保険料賦課 機能ID 0231475 ※他也同様

機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
3 保険料賦課	3.4 本算定	3.4.2.	改定	0230376	被保険者単位で本算定(当初賦課)の登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・徵収方法区分コード※1　・特別徴収義務者コード※1 ・年金コード※1　・保険料段階※1※2 ・期別保険料額※1(期別、割引額、納期限) ・納入通知書番号	○	年間保険料額の算出について、年度途中で資格取得や資格喪失の資格異動がある場合は対象者の保険料段階に相当する介護保険料額と資格保有期間の割合より算出する。同年度内にて転出・再転入があった場合も同様とする。 合計所得金額にて管理する金額は、機能ID 0230361と同じ。			
3 保険料賦課	3.4 本算定	新規追加	新規追加	0231475	機能ID 0230378の管理項目に加え、以下の管理項目を被保険者単位で本算定(当初賦課)の登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・税制改正影響有無コード	○	管理項目は、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関する項目である。 なお、管理項目「税制改正影響有無コード」は令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を受けた対象者であるか否かを管理し、機能や帳票にて対象者を特定するために利用する想定である。			

※1 各判定の詳細に関しては、「令和7年10月1日事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて」及び「令和7年10月21日事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて(その2)及びQ&Aの送付について」、令和8年1月9日事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて(その3)について」、令和8年1月9日事務連絡「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」を参照ください。

※2 住所地特例制度の対象者や転入者などについては適用しないとされているため、帳票レイアウトの共通-01「住民税の課税状況について」および共通-01-2「住民税の課税状況について」に管理項目の追加に伴うレイアウト変更は対象外としています。

※3 令和7年度税制改正に伴う対応による管理項目の追加等を踏まえ、データ要件・連携要件の見直しをデジタル庁と調整する予定です。

5. 介護保険料等における基準額の調整に伴う対応

- 検討論点4「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」は以下のとおりです。
(令和7年の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えること)

【出典】第126回社会保障審議会介護保険部会(令和7年10月9日)

「資料3 介護保険料等における基準額の調整」より

介護保険料等における基準額の調整について		検討論点	第5.1版案の修正箇所							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の保険料の算定において、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階の基準については、老齢基礎年金(満額)の支給額相当の金額を踏まえ、設定している。 ○ 令和6年度の年金額改定を踏まえ、令和7年4月から基準を見直し、年金収入等80.9万円を基準として設定している。 ※ 令和6年中(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額: 809,000円/年。 ○ 今般、令和7年度の年金額改定により、令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、年金収入等826,500円を基準にすることとする。(令和8年4月施行予定) ※ 高額介護(予防)サービス費、補足給付における年金収入等80.9万円の基準についても、同様に措置(令和8年8月施行予定) 	<p>「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」として、令和6年と同様、令和7年の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることから、標準仕様書における必要な改定を行う。</p>	<p>介護保険システム標準仕様書では、高額介護(予防)サービス費の支給に関する基準額の記載は行っていないため、影響なしとなります。</p> <p>補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分について、機能・帳票要件、及び、帳票レイアウトに記載があるため、見直しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能・帳票要件_6.受給者管理 機能ID 0230529 帳票レイアウト_6.受給者管理 帳票ID 0230076 08.介護保険負担限度額認定申請書 帳票ID 0230077 09.介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請) <p>なお、今後、政令が公布される予定であり、政令の内容によっては更なる変更の可能性がある。</p>								
<p>標準仕様書【第5.0版】の改定内容と同様に、項目の名称等にある「非課税80.9万以下」を「非課税82.65万以下」へ変更しました。また、項目の名称等の読み替えについて、「非課税80万以下」と「非課税80.9万以下」の両方を考慮するように見直しました。</p>	<p>改定種別 (直前の版から改訂した項目の種別) 修正</p> <p>機能ID 0230529</p> <p>機能要件</p> <p>被保険者の負担限度額の申請・認定について、以下の限度額申請・認定情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額申請日 減免状態区分コード 収入等に関する申告(生年老健区分コード・非課税80.9万以下) 預貯金等に関する申告(收入等預貯金等申告該当区分コード※2、預貯金額、有価証券額、その他額、その他の額) 限度額認定期 限度額開始日 限度額終了日 食費施設負担限度額決定額 居住費負担限度額(ユニット型個室、ユニット型個室の多床室、従来型個室(特養等)、従来型個室(老健・医療院等)、多床室) 特入認定結果理由※1 特定入所者介護サービス区分コード 決定通知書発行日 <p>*1 特入認定結果理由は、却下の場合に必ず設定すること</p> <p>*2 収入等預貯金等申告該当区分コードは、預貯金、有価証券等の金額の合計が基準額以下であることを表す区分(該当/非該当)を管理できること</p> <p>基準額は以下のとおり(申請書に記載あり)</p> <table border="1"> <tr> <td>支給</td> <td>1,000万円(夫婦2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税80.9万以下</td> <td>850万円(夫婦1,550万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税120万超</td> <td>500万円(夫婦1,500万円)</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>1,000万円(夫婦2,000万円)</td> </tr> </table> <p>*3 履歴管理であること</p>	支給	1,000万円(夫婦2,000万円)	非課税80.9万以下	850万円(夫婦1,550万円)	非課税120万超	500万円(夫婦1,500万円)	第2号被保険者	1,000万円(夫婦2,000万円)	<p>⑧</p> <p>項目の名称等にある「非課税80.9万以下」は、令和7年度7月末までは「非課税80万以下」に読み替えること。</p> <p>項目の名称等にある「非課税82.65万以下」は、令和7年度7月末までは「非課税80万以下」に読み替えること。</p> <p>【第5.0版】項目名の変更、「要件の考え方・理由」に補足を追記 【第5.1版】項目名の変更、「要件の考え方・理由」に補足を修正</p> <p>備考(改定内容等)</p> <p>令和8年4月1日</p>
支給	1,000万円(夫婦2,000万円)									
非課税80.9万以下	850万円(夫婦1,550万円)									
非課税120万超	500万円(夫婦1,500万円)									
第2号被保険者	1,000万円(夫婦2,000万円)									

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/12)

- 検討論点5「標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し」として、以下のとおり、標準仕様書を見直しました。

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
1	<p>機能ID0230702「介護保険 主治医意見書作成料請求書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:認定-07■について、本市では、医療機関ごとの主治医意見書作成手数料請求書と合わせて、対象者を一覧にした主治医意見書作成手数料明細書を使用し、印刷枚数を削減することで業務の効率化を図っています。一人一枚の仕様は、印刷枚数の増加に伴い、郵送経費の増加や事務が煩雑となるだけでなく、誤封入のリスクが高まるため、帳票の仕様に一覧形式も追加し、選択できるようにしていただくよう要望いたします。</p> <p>※上記以外に同意見が複数あり。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一覧形式での帳票を出力できる機能を以下のとおり追加しました。また、機能ID 0230703に定める主治医意見書に関する帳票を同時出力する機能に追加する一覧形式の帳票も対象となることを追記しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231468、0230703 帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230226、0230227 帳票レイアウト_7.認定管理 帳票ID 0230226 29.介護保険 主治医意見書作成料請求について 帳票ID 0230227 30.介護保険 主治医意見書作成料請求書(一覧)</p>

＜修正箇所＞機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231468、0230703

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	機能ID (直前の版から改定した項目の種別)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
					改定種別 新規追加	介護保険 システム	認定審査会 システム		
7 認定 管理	7.3 意見 書作成		0231468	「介護保険 主治医意見書作成料請求について」「介護保険 主治医意見書作成料請求書(一覧)」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 意見書作成依頼医療機関又は意見書作成依頼医単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート:認定-29■ ■帳票詳細要件 シート:認定-30■	○	○	「介護保険 主治医意見書作成料請求について」は、「介護保険 主治医意見書作成料請求書(一覧)」を送付する際の送付状として利用する想定である。なお、一覧のみの出力も可能とする。	【第5.1版】にて新規追加	
7 認定 管理	7.3 意見 書作成	7.3.6. 補記	0230703	「介護保険 主治医意見書提出依頼書」や「主治医意見書」、「介護保険 主治医意見書作成料請求書」の同時出力もできること。 ※ 一括出力もできること	○	○	同時出力する場合、「介護保険 主治医意見書作成料請求書」の代わりに「介護保険 主治医意見書作成料請求について」「介護保険 主治医意見書作成料請求書(一覧)」を出力することも可能とする。	【第5.1版】「要件の考え方・理由」を追記	

追加した帳票詳細要件と帳票レイアウトについて、別添の介護保険システム標準仕様書【第5.1版】(案)をご確認ください。

2つの帳票を出力する機能を追加しました。

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
2	<p>標準仕様書(介護保険)機能ID:0230016の記載内容について 機能ID:0230016には「※2 抽出する情報としては、賦課期日時点での被保険者資格を有する者とその世帯員の情報(宛名番号、氏名等)」と記載があります。しかしながら、連携ID:023o002、023o003には連携項目に「氏名」はありません。また、本人の情報か世帯員の情報かを区別するための情報もありません。 ※2の記載は「※2 抽出する情報としては、賦課期日時点での被保険者資格を有する者の情報(宛名番号等)」と読み替えてもよいでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、機能別連携仕様(介護保険)の連携ID 023o002、023o003に「氏名」が定められていないため、機能・帳票要件_1.介護保険共通の機能ID 0230016の※2に記載している例示項目から「氏名」を削除しました。</p> <p>【対応箇所】 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230016</p> <p>なお、本人か世帯員かの区別に関しては個人住民税システム側で保持している情報により判別できるものであり、介護保険システムで保持している連携対象の情報を用いて被保険者および世帯員の情報を連携対象としていただく想定です。</p>

＜修正箇所＞機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230016

機能・帳票要件		※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。											
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID <small>訂正</small>	機能要件			実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
					介護保険システム	認定審査会システム							
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.12.	個人住民税システムとの連携のみを指しているのではなく、各種情報を含む個人住民税システムや「令和1年4月1日」を設定	0230016	個人住民税システムに、各種情報を提供する。 ※1 個人住民税システムとの連携のみを指しているのではなく、各種情報を含む個人住民税システムや「令和1年4月1日」を設定	※2 抽出する情報としては、賦課期日時点での被保険者資格を有する者とその世帯員の情報(宛名番号・氏名等)	◎	×	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。	【第4.1版】実装区分を○から◎へ変更、適用基準日に「令和1年4月1日」を設定	令和1年4月1日		

例示している「氏名」を削除しました。

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所																																												
3	<p>【要望】機能要件の付記修正について ■機能・帳票要件(介護保険)【第5.0版】:機能ID 0231462 機能要件として、以下の付記修正をご検討いただけないでしょうか。 修正前 「※情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること」 修正後 「※1 一括出力もできること ※2 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること」 <p>【理由】</p> 今回第5.0版において、新規機能として追加されていますが、機能ID 0231459、機能ID 0231460と同様に、事業者(医療機関)または医師等の単位で複数通知先分の一括出力の機能があることが望ましいと思われます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、機能・帳票要件_7.認定管理の機能ID 0231462に「※ 一括出力もできること」を追加した機能要件を機能ID 0231471として新規追加し、機能ID 0231462は削除としました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231462、0231471</p>																																												
	<p><修正箇所> 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231462、0231471</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">機能・帳票要件</th> <th colspan="5">【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能</th> </tr> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)</th> <th>機能ID</th> <th>機能要件</th> <th>介護保険システム</th> <th>認定審査会システム</th> <th>要件の考え方・理由</th> <th>備考(改定内容等)</th> <th>適合基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 認定管理</td> <td>7.7 情報提供</td> <td></td> <td>修正</td> <td>0231462</td> <td> 「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※ 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-20■ </td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。</td> <td>【第5.0版】にて新規追加 【第5.1版】機能ID 0231471に変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 認定管理</td> <td>7.7 情報提供</td> <td></td> <td>修正</td> <td>0231471</td> <td> 「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-28■ </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。</td> <td>【第5.1版】機能ID 0231462から変更</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「※1 一括出力もできること」を追加した機能要件を新規追加しました。</p>	機能・帳票要件						【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能					大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	介護保険システム	認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	7. 認定管理	7.7 情報提供		修正	0231462	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※ 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-20■	◎	◎	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.0版】にて新規追加 【第5.1版】機能ID 0231471に変更		7. 認定管理	7.7 情報提供		修正	0231471	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-28■	○	○	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.1版】機能ID 0231462から変更		
機能・帳票要件						【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能																																								
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	介護保険システム	認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日																																				
7. 認定管理	7.7 情報提供		修正	0231462	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※ 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-20■	◎	◎	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.0版】にて新規追加 【第5.1版】機能ID 0231471に変更																																					
7. 認定管理	7.7 情報提供		修正	0231471	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 情報提供先となる事業者や医師等の単位で出力できること ■帳票詳細要件 シート：認定-28■	○	○	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.1版】機能ID 0231462から変更																																					

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
4	<p>機能ID 0230007、0230129、0230130 「住登外課税者」という表記について、税務システム標準仕様書と同様に、「他団体課税者」とすべきではないでしょうか。</p> <p>【意見の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住登外者」とは、自団体の住民基本台帳に記録されていない者を指す。 介護保険における「住登外課税者」とは、機能要件0230007の「※5 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること」と規定されているが、税務システム標準仕様書においては「他団体課税者」と表記されている。(※1) 連携ID:0100007においても、介護保険システムへは「他団体課税者」の情報が連携されている。 <p>※1 税務システム標準仕様書の用語集(No.140)を参照。 (個人住民税の機能要件でも一部項目(0100711 3.0版→4.0版時等)にて、「他団体課税者」及び「他市住登外課税者」は同義でありながらいずれも用いていたため、「他団体課税者」に用語を統一した。)と修正された経緯があります。)</p>	<p>ご意見のとおり、「他団体課税者」と「住登外課税者」は使い分ける必要があり、介護保険システム標準仕様書の表記についても「他団体課税」とするように、以下の機能・帳票要件での表記を見直しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230007、0230129、0230130</p>

<修正箇所> 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230007、0230129、0230130

機能・帳票要件						※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。					
						【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム ◎	認定審査会システム ×	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.6.	訂正	0230007	個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。 ※1 庁内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は日々、月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること ※5 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者他団体課税者であるかを連携できること		×	連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。 庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。			令和8年4月1日
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.31.	訂正	0230129	転入者や住所地特例者、住登外課税者他団体課税者等において、所得照会が必要な対象者を業務毎に抽出し、照会対象年度の所得照会（公用照会）が行えること。	◎	×			令和8年4月1日	
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.31.	訂正	0230130	転入者や住所地特例者、住登外課税者他団体課税者等において、所得照会が必要な対象者を業務毎に抽出し、照会対象年度の所得照会（公用照会）が行えること。 ※ 住所地特例者及び再転入者、個人住民税の他市町村課税者他団体課税者等に対して、1月1日現在の住所地を把握できている場合には当該市区町村に対して公用照会が行えること	○	×				

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(5/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所																								
	<p>機能ID: 0230018</p> <p>当該機能IDの要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」旨の記載を追加することをご検討ください。</p> <p>当該機能IDの実装区分の規定に基づき、機能別連携仕様の機能ID: 023o055、023o056、023o057において、連携元の介護保険では「標準オプション機能」と規定している一方で、連携先の生活保護では機能要件に基づき「実装必須」と規定されており、連携業務間で実装類型の不整合が生じています。</p> <p>この不整合により、連携元の介護保険が実装不要と判断した場合、連携が実現しないことが推察されます。</p>	<p>機能ID 0230018につきましては、必ずしも全ての市区町村が行うものではないことから標準オプション機能としておりますが、生活保護システム側では当該連携機能を実装必須としており、連携を必要としていることから、要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」の補記を追加しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230018</p>																								
5	<p><修正箇所> 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230018</p> <p>機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(日)のIDを設定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">中項目</th> <th rowspan="2">小項目</th> <th rowspan="2">改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)</th> <th rowspan="2">機能ID <small>補記</small></th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="2">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> <th rowspan="2">備考(改定内容等)</th> <th rowspan="2">適合基準日</th> </tr> <tr> <th>介護保険 システム</th> <th>認定審査会 システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 介護 保険共 通</td> <td>1.1 他シ ステム連 携</td> <td>1.1.28.</td> <td></td> <td>0230018</td> <td>生活保護システムに、各種情報を提供する。 ※ 生活保護システムとの連携のみを指しているのではなく、府内データ連携機能との連携を含む</td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。</td> <td>市区、権限移譲された町村で対応が必要な 自治体は実装必須となる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機能ID : 0230018に規定する情報連携機能について、生活保護システム側では実装必須で定めており、連携を必要としていることから、要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」の補記を追加</p>	大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID <small>補記</small>	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	介護保険 システム	認定審査会 システム	1 介護 保険共 通	1.1 他シ ステム連 携	1.1.28.		0230018	生活保護システムに、各種情報を提供する。 ※ 生活保護システムとの連携のみを指しているのではなく、府内データ連携機能との連携を含む	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。	市区、権限移譲された町村で対応が必要な 自治体は実装必須となる。		
大項目	中項目							小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)				機能ID <small>補記</small>	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日							
		介護保険 システム	認定審査会 システム																							
1 介護 保険共 通	1.1 他シ ステム連 携	1.1.28.		0230018	生活保護システムに、各種情報を提供する。 ※ 生活保護システムとの連携のみを指しているのではなく、府内データ連携機能との連携を含む	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。	市区、権限移譲された町村で対応が必要な 自治体は実装必須となる。																	

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(6/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
	<p>課題名: 帳票ID「0230010:04.介護保険被保険者証」の居宅サービス等について</p> <p>課題内容: 帳票詳細要件に関して、帳票ID「0230010:04.介護保険被保険者証」には、システム印字項目として「区分支給限度基準額(基準額)」が含まれており、システムによる印字が必須とされております。こちらは、1か月あたりの介護保険給付の上限額を印字する認識です。帳票レイアウトを確認したところ、該当項目の印字領域は空白となっており、「単位」の記載がございません。帳票詳細要件の印字編集条件には明記されておりませんが、例えば「36,217単位」のように、「単位」を付けて印字する想定でしょうか。また、「(うち種類支給限度基準額)」の種類支給限度基準額につきましては、どのような形式で印字する想定でしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p> <p>帳票ID「0230009:03.介護保険資格者証」についても同様です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の2帳票に対し、システム印字項目の「区分支給限度基準額(基準額)」および「(うち種類支給限度基準額)」の種類支給限度基準額における「印字編集条件など」に、「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする」と追記しました。</p> <p>【対象帳票】</p> <p>帳票詳細要件_2.被保険者資格</p> <p>資格-03 帳票ID 0230009 介護保険資格者証</p> <p>資格-04 帳票ID 0230010 介護保険被保険者証</p>

<修正箇所> 帳票詳細要件_2.被保険者資格

資格-03 帳票ID 0230009 介護保険資格者証

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	02.被保険者資格	帳票ID	0230009	
帳票名称	03.介護保険資格者証			
通番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
16	居宅サービス等	区分支給限度基準額（期間開始日）	●	和暦表記
17		区分支給限度基準額（期間終了日）	●	和暦表記
18		区分支給限度基準額（基準額）	●	「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする
19	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類①	●	「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする
20		種類支給限度基準額①	●	「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする

資格-04 帳票ID 0230010 介護保険被保険者証

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	02.被保険者資格	帳票ID	0230010	
帳票名称	04.介護保険被保険者証			
通番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
20	居宅サービス等	区分支給限度基準額（期間開始日）	●	〃
21		区分支給限度基準額（期間終了日）	●	〃
22		区分支給限度基準額（基準額）	●	三面のうち中央、「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする
23	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類①	●	三面のうち中央
24		種類支給限度基準額①	●	三面のうち中央、「単位」を付与して印字すること システムから印字をしない場合は空欄とする

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(7/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第六条(地方公共団体情報システムの標準化のための基準)の規定を踏まえ、機能標準化基準の策定作業に伴い、機能要件欄に基本データリストのコードIDを記載している部分は訂正を行う。</p>	<p>基本データリストのコードIDを機能要件欄に記載しているもので、要件に対する補足の意味合いであるものは、要件の考え方・理由欄に移動しました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_3.保険料賦課 機能ID 0231410</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_3.保険料賦課 機能ID 0231410

機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。	【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.1 保険料賦課共通	3.1.1.	訂正	0231410	<p>保険料段階・保険料率・基準額・期別設定・納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課年度 ・保険料段階（保険料段階数、保険料段階ごとの保険料率、保険料段階ごとの保険料額、端数設定区分コード（年間保険料額）※1、端数設定区分コード（期割額）※2） ・期別情報（普通徴収設定区分コード、徴収月） ・6月追加捕捉区分コード・8月追加捕捉区分コード ・10月追加捕捉区分コード・12月追加捕捉区分コード ・2月追加捕捉区分コード ・賦課権消滅判定用納期限（第一納期限（普通徴収）、第一納期限（特別徴収）） ・普通徴収納期限 <p>※1 各市町村で保険料段階の境界としている合計所得全額等の全額 ※2 データ要件「023_介護保険_基本データリスト」のコードID 148 「端数設定区分コード」を参照</p>	◎	<p>管理項目「端数設定区分コード（年間保険料額）」「端数設定区分コード（期割額）」のコード値は、データ要件「023_介護保険_基本データリスト」のコードID 148 「端数設定区分コード」を参照のこと</p> <p>【第3.0版】以下2点を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理項目「端数設定区分コード」を管理項目「端数設定区分コード（当初賦課）」「端数設定区分コード（月割賦課）」に分割 ・※2の説明をデータ要件（コード一覧）の参考先に修正 <p>【第4.0版】標準化PMOツールのご意見を踏まえ、以下のとおり管理項目の名称を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「端数設定区分コード（当初賦課）」「端数設定区分コード（月割賦課）」を「端数設定区分コード（年間保険料額）」「端数設定区分コード（期割額）」へ変更 <p>【第5.1版】機能要件の※2を要件の考え方・理由欄に記載箇所を変更</p>	<p>【第3.0版】機能ID 0230319より変更</p> <p>【第4.0版】標準化PMOツールのご意見を踏まえ、以下のとおり管理項目の名称を変更</p> <p>【第5.1版】機能要件の※2を要件の考え方・理由欄に記載箇所を変更</p>	令和8年4月1日

• ※に記載の内容は、機能要件に直結する内容ではなく、考え方や補足の意味合いであるため、要件の考え方・理由欄に移動

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(8/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
8	<p>帳票ID: 0230099、0230102 離島等地域及び中山間地域等における加算に係る利用者負担額軽減確認証において、帳票レイアウトのうち受給-31及び受給-34で示されており、裏面の注意事項欄は固定文言1+編集1となっているが、二の対象サービスに夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の記載がないが、理由があるのか。上記のサービスは令和3年3月30日付け老発0330第5号で通知があったとおり対象サービスなどと認識しているが、レイアウトでは記載がなく、また注意事項欄はこちらで自由に修正してよいものなのか、ご教示願います。</p> <p><修正箇所> 帳票レイアウト_6.受給者管理 帳票ID 0230099 受給-31_離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証</p> <p style="color: red; border: 1px solid blue; padding: 10px;">軽減確認証の裏面の二にある対象となるサービスに、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護を追記しました。</p> <p>※帳票ID 0230102 受給-34_中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証 も同様。</p>	<p>ご意見の内容につきまして、「固定文言1+編集1」の示す例示文章に反映できておりませんでしたので、以下の帳票レイアウトの文章を見直しました。</p> <p>【修正対象】</p> <p>帳票ID 0230099 受給-31_離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証</p> <p>帳票ID 0230102 受給-34_中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証</p> <p>なお、ご認識のとおり注意事項欄は「固定文言1+編集1」としており、システム内容の設定によりマスタを設定いただいて差し支えございません。</p> 

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(9/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
	<p>介護保険_標準仕様書の機能帳票要件で「あいまい検索」の記載がある機能IDは(0230076、0230083、0230182、0230183)の4件です。</p> <p>機能ID:0230076、0230083はマスタ系、機能ID:0230182、0230183は宛名情報になりますが、記載粒度が異なっています。</p> <p>宛名情報は、「(異体字や正字も包含した検索を除く。)」との記載があります。</p> <p>マスタ系についても宛名情報と同様に「(異体字や正字も包含した検索を除く。)」を記載していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」の条件について、機能ID 0230182、0230183(宛名情報に関する検索)と、機能ID 0230076、0230083(事業所情報等に関する検索)で、検索機能の条件が整合していないため、機能ID 0230076、0230083(事業所情報等に関する検索)についても「(異体字や正字も包含した検索を除く。)」を補記しました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230076、0230083</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230076、0230083

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

9

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
						介護保険 システム	認定審査会 システム			
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能	1.2.17.	補記	0230076	事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。 また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	◎	◎			令和8年4月1日
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能	1.2.21.	補記	0230083	事業所の所属者情報の検索において、所属者番号、所属者名、所属者名カナ、住所等で検索できること。 また、所属者名、所属者名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	○	○			
1 介護保険共通	1.4 台帳管理機能	1.4.2.		0230182	氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	◎	◎			令和8年4月1日
1 介護保険共通	1.4 台帳管理機能	1.4.2.		0230183	旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。	○	○			

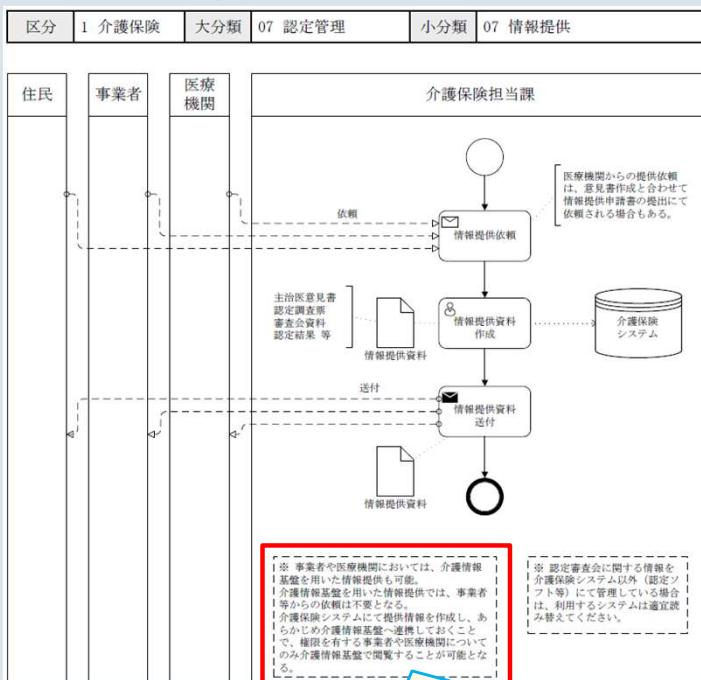
機能ID 0230182、0230183（宛名情報に関する検索）の表記に合わせて、機能ID 0230076、0230083（事業所情報等に関する検索）の機能要件に「(異体字や正字も包含した検索を除く。)」を補記しました。

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(10/12)

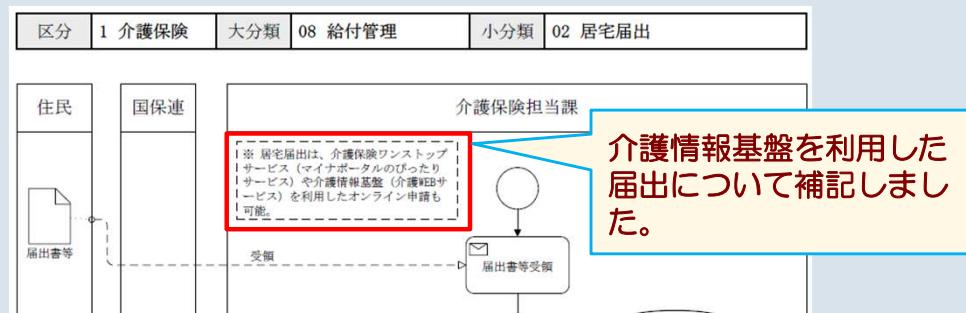
No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
	<p>介護情報基盤を用いた運用の開始に伴い、認定管理の情報提供、給付管理の居宅届出、総合事業の介護予防ケアマネジメント届出を介護情報基盤の機能を用いて実施可能となるため、業務フローにその旨を補記したほうがよいのではないか。</p>	<p>介護情報基盤を用いた運用が開始されることを受け、以下の業務フローについて情報のやり取り等に関する補足を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更箇所と対応概要 業務フロー <ul style="list-style-type: none"> 07.認定管理 - 07.認定管理(情報提供):※書きを追加 08.給付管理 - 02.給付管理(居宅届出):※書きに追記 10.総合事業 - 05.介護予防ケアマネジメント届出:※書きを追加

<修正箇所>業務フロー

○07.認定管理(情報提供)



○02.給付管理(居宅届出)



○05.総合事業(介護予防ケアマネジメント届出)



6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(11/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
	<p>第5.0版にて新規追加された機能要件について、機能ID 0231465が重複しているため、何れかの機能IDを振りなおす必要がある。</p> <p>＜該当箇所＞</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 1.1他システム連携 …「介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。」</p> <p>機能・帳票要件_8.給付管理 8.1給付共通管理 …「国保連合会に、原案作成委託料支払業務の情報を照会する。」</p>	<p>第5.0版にて機能IDを重複して付番していたため、以下の機能要件を新たな機能IDに振りなおしました。以下の機能要件について、機能ID 0231465を削除し、機能ID 0231472として追加しました。</p> <p>【対象機能】</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 1.1他システム連携 …「介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。」</p>

＜修正箇所＞機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231465、0231472

機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能		備考（改定内容等）	適合基準日
							介護保険システム	認定審査会システム		
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		修正	0231465	介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。	◎	○	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の構成セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。 【第5.1版】機能ID 0231472に変更	令和3年1月1日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		修正・補記	0231472	介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。	◎	○	※2はAPI連携、バッチ処理を想定したものであり、ファイル連携（Webブラウザ画面操作による情報連携）を行う場合は自動での連携でなくとも差し支えない。 ※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.1版】機能ID 0231465（ID重複）から変更 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の構成セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和3年1月1日

※参考※機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID 0231465

機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能		備考（改定内容等）	適合基準日	
							連携情報	要件の考え方・理由			
8 給付管理	8.1 給付共通管理			0231465	国保連合会に、原案作成委託料支払業務の情報を照会する。 【連携情報】 ・原案作成委託料台帳（基本）情報 ・原案作成委託料台帳（保険者単位・証記載保険者単位）情報 ・原案作成委託料台帳（事業所単位）情報	○			【第5.0版】にて新規追加		

6. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(12/12)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.1版案の修正箇所
12	<p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231467にて認定審査会システムの実装区分が◎(実装必須機能)となっているが、介護情報基盤への包括同意情報の連携機能(機能ID 0231465、0231466)及び要介護認定申請時の同意情報の管理機能(機能ID 0230664)における認定審査会システムの実装区分は○(標準オプション機能)と定めており、整合していない状態となっているため、機能ID 0231467の認定審査会システムの実装区分は○(標準オプション機能)へ見直したほうがよいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、関連する機能要件にて実装区分が整合していないため、機能ID 0231467における認定審査会システムの実装区分を標準オプション機能に見直しました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231467</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231467

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類) <small>修正</small>	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険 システム	認定審査会 システム			
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能			0231467	包括同意情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書の包括同意情報 ※ 管理項目の内容は、機能ID 0230664の管理項目「要介護認定情報提供同意コード」等の認定申請情報と連動すること	◎	@ ○	自治体が導入する標準準拠システムにて介護保険システム、認定審査会システムの何れかで介護情報基盤との連携が必ず行える場合に限り、もう一方での実装は必須で求めないことも可能とするが、認定審査会機能を具備する一體的な介護保険システムの場合は実装必須とする。	【第5.0版】新規追加 【第5.1版】実装区分を◎から○へ変更	令和3年1月1日

7. 継続検討事項

- 継続検討事項は、現時点でのとおりです。

No	令和8年度以降の継続検討事項
1	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)に伴う地方税における扶養控除の見直し(令和9年度分以後の個人住民税について適用)について、検討中であるため、今後の状況を踏まえて検討を行います。
2	高額合算自動償還への対応について、支給申請の簡素化に関する参考様式や事務内容、国保連合会との連携に関するインターフェース仕様等に関する詳細は検討中のため、今後、事務連絡等にて提示される予定となっています。提示された内容を確認した上で、介護保険システム標準仕様書の更なる見直しが必要な場合は今後見直しを行います。